

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公開番号】特開2019-162174(P2019-162174A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2018-50439(P2018-50439)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 3 3 Z
A 6 3 F	7/02	3 2 4 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月17日(2020.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が前側にて行われる遊技盤と、

該遊技盤が前方から着脱可能に取り付けられる枠本体と、

該枠本体の後側に設けられると共に、遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導する遊技球供給部と、を備える遊技機であって、

前記遊技球供給部は、

遊技機外部からの遊技球を受け入れる球貯留部と、

該球貯留部に貯留されている遊技球を下流側に誘導するとともに、異物を落下させ得る放出孔が形成された球誘導部と、を有し、

前記枠本体は、

前記遊技盤から排出された遊技球を回収する回収部と、

前記回収部によって回収された遊技球を検出する回収検出部と、

前記回収部の前方に設けられ、前後に貫通して前記遊技盤が前方から取り付けられる盤取付用開口の下辺を形成し、前記遊技盤が載置される載置部と、

前記回収部の後方に配置された特定の遊技部品と、

前記載置部と前記回収部との間に設けられた第1段差部と、

前記回収部と前記特定の遊技部品との間に設けられた第2段差部と、を有し、

前記第2段差部の上端には、遊技機後方側に向けて上壁部が延設されており、該上壁部は、前記特定の遊技部品の上方に位置するものであり、

さらに、前記特定の遊技部品は、特定基板を有し、

前記上壁部は、前記特定基板に設けられる特定のコネクタ部の上方に位置することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

遊技球を用いた遊技が前側にて行われる遊技盤と、

該遊技盤が前方から着脱可能に取り付けられる枠本体と、

該枠本体の後側に設けられると共に、遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導する遊技球供給部と、を備える遊技機であって、

前記遊技球供給部は、

遊技機外部からの遊技球を受け入れる球貯留部と、

該球貯留部に貯留されている遊技球を下流側に誘導するとともに、異物を落下させ得る放出孔が形成された球誘導部と、を有し、

前記枠本体は、

前記遊技盤から排出された遊技球を回収する回収部と、

前記回収部によって回収された遊技球を検出する回収検出部と、

前記回収部の前方に設けられ、前後に貫通して前記遊技盤が前方から取り付けられる盤取付用開口の下辺を形成し、前記遊技盤が載置される載置部と、

前記回収部の後方に配置された特定の遊技部品と、

前記載置部と前記回収部との間に設けられた第1段差部と、

前記回収部と前記特定の遊技部品との間に設けられた第2段差部と、を有し、

前記第2段差部の上端には、遊技機後方側に向けて上壁部が延設されており、該上壁部は、前記特定の遊技部品の上方に位置するものであり、

さらに、前記特定の遊技部品は、特定基板を有し、

前記上壁部は、前記特定基板に設けられる特定のコネクタ部の上方に位置することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】